

## 建設リサイクル制度に係る論点(案)

リサイクル促進	廃棄物適正処理	項目	着目する観点	現状認識(青字:参考資料関連ページ)	論点(案)
		<b>I)建設リサイクルの促進</b>			
◎	△	(1)分別解体	①対象建設工事の規模基準について	<p>■全工事件数に占める対象建設工事件数の割合(推計)<a href="#">[P7~9]</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物解体:件数で71%、廃棄物排出量で94%をカバー</li> <li>・建築物新築・増築:件数で5%、廃棄物排出量で52%をカバー</li> <li>・その他工作物:廃棄物排出量で95%をカバー</li> </ul> <p>■対象建設工事の届出・通知率(推計)<a href="#">[P11]</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物解体:約70%</li> <li>・建築物新築・増築及び修繕・模様替:約80%</li> <li>・その他工作物:約90%</li> </ul> <p>※条例により基準上乗せを実施している自治体は無し。</p>	・現行の対象規模基準は妥当か。
		(2)分別解体等に係る施工方法に関する基準について		<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行基準は一般的に行われている分別解体工事の手順に準拠して定められている。<a href="#">[P13]</a></li> <li>・建築物解体における建築設備、内装材その他の建築物の部分及び屋根ふき材の取り外しは手作業によらなければならない。</li> <li>・ただし書きにより、建築物の構造上その他解体工事の施工の技術上これにより難い場合においては機械併用が可能となっているが、その対象が明確でない。<a href="#">[P18]</a></li> </ul>	・分別解体等に係る施工方法に関する基準について見直しは必要か。
		(3)特定建設資材の再資源化に支障を来す建設副産物の扱いについて		<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別解体等に係る施工方法に関する基準には、特定建設資材の適正な分別解体等の確保の観点から、吹付け石綿その他の特定建設資材への付着物について事前調査、事前除去に関する規定がある。<a href="#">[P19]</a></li> <li>・分別解体等の最中に特定建設資材と混合することで、特定建設資材の再資源化に支障を来す建設副産物がある(有害物質含有建材や廃石こうボード等)。<a href="#">[P19~20]</a></li> </ul>	・特定建設資材の分別確保の観点から、有害物質含有建材や廃石膏ボード等について、分別解体等時における特定建設資材からの分離・分別を義務付ける必要はあるか。
		(4)対象建設工事の事前届出・通知について		<p>■事前届出<a href="#">[P21]</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出主体:対象建設工事の発注者及び自主施工者</li> <li>・届出先・届出期限:都道府県知事、工事着手7日前まで(変更届も含めて)</li> <li>・届出内容: ①建築物等の構造 ②特定建設資材の種類 ③工事着手時期・工程 ④分別解体等計画 ⑤建設資材の量の見込み ⑥その他(代表者氏名等)</li> </ul> <p>届出内容が基準に適合しない場合は、受理日から7日以内に変更命令を行い得る。</p> <p>■事前通知<a href="#">[P21]</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の機関又は地方公共団体は、届出により逐一審査する必要が乏しいことから、届出に代えて事前通知を行う。</li> <li>・通知先・通知期限:都道府県知事、工事着手前</li> <li>・通知内容:法での規定は無し</li> </ul>	・事前届出・通知の手続及び内容について見直しは必要か。
		(5)解体工事業の登録制度について		<p>■解体工事を営む際の許可・登録制度<a href="#">[P22~24]</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業法による許可業者(建築工事業:約19万社、土木工事業:約16万社、とび・土工工事業:約16万社)</li> <li>・建設リサイクル法による登録業者(建設業許可業者は登録不要)(登録制度の趣旨:建設業許可の対象でない小規模の解体工事業者すべてに最低限必要とされる技術・資質を担保し、併せて発注者の保護を図る)</li> </ul> <p>■解体工事業登録の状況<a href="#">[P22,24]</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・7,749業者(H19.5現在)</li> </ul>	・解体工事業登録の登録制度について見直しは必要か。
		(6)分別解体等における工事内容及び費用の明確化について		<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別解体等の適正実施確保のため、発注者と元請業者、元請業者と下請業者のそれぞれの段階で、分別解体等の方法が明確にされ、かつそれに要する必要が適正に支払われる必要があることから、以下の規定を設けている。</li> </ul> <p>■対象建設工事の請負契約に係る書面の記載事項<a href="#">[P25]</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化に要する費用 等</li> </ul> <p>■対象建設工事の届出に係る事項の説明等<a href="#">[P25]</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・元請業者→発注者(書面による説明) 元請業者→下請業者(告知)</li> </ul>	・分別解体等における工事内容及び費用の明確化に関する規定について、見直しは必要か。
◎		(2)再資源化	①特定建設資材の指定品目及び再資源化について	<p>&lt;特定建設資材&gt; (コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再資源化率はH17目標を達成。<a href="#">[P27]</a></li> <li>・再資源化施設は概ね全国に分布。施設数も増加。<a href="#">[P29~30]</a></li> <li>・建設廃棄物排出量の約8割を占めている。<a href="#">[P2]</a></li> </ul> <p>&lt;その他の建設資材&gt;<a href="#">[P32~35]</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排出量が比較的多いのは建設汚泥、建設混合廃棄物、廃石こうボード。</li> <li>・建設汚泥の再資源化等率、建設混合廃棄物の削減率はH17目標を達成。</li> <li>・建設汚泥、廃石こうボード等は再資源化施設の数が少なく、地域に偏り。リサイクル体制が未確立(コスト、技術、再生用途の受け皿等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の特定建設資材4品目(Co、Co及び鉄、木材、As)の指定を継続するか。</li> <li>・他の品目について、特定建設資材への追加が適当なものはあるか。</li> </ul>
		(2)再資源化等完了後の報告について		<ul style="list-style-type: none"> <li>・元請業者は再資源化等の完了時に、発注者に書面報告する必要がある。<a href="#">[P38]</a></li> <li>・適正な再資源化等が行われなかった場合には発注者から行政へ申告可能であるが、適用事例は1件のみであり、行政は再資源化の完了状況を把握できていない。<a href="#">[P38]</a></li> </ul>	・行政が再資源化の状況を把握する必要はあるか。
△	◎	(3)縮減	①木材の縮減の扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設発生木材については工事現場から50km以内に再資源化施設がない場合等に限り例外的に「縮減(単純焼却)」を認めているが、施設の立地が進み、縮減が認められている地域はほぼ解消されている。<a href="#">[P30,39]</a></li> <li>・しかし、木材の再資源化率は約7割に留まり、約2割が「縮減」されている。また、縮減割合については地域差がある。<a href="#">[P39]</a></li> <li>・バイオマス発電によるサーマルリサイクルの進展に伴い、木材チップ需要が大きく変化している。<a href="#">[P40~41]</a></li> </ul> <p>※条例により基準上乗せを実施している自治体は無し。</p>	・木材の再資源化を徹底させるために、縮減規定を見直す必要があるか。

リサイクル促進	廃棄物適正処理	項目	着目する観点	現状認識（青字：参考資料関連ページ）	論点（案）
		II)建設廃棄物適正処理の徹底			
○	◎	(1)適正処理	①不適正処理が発生するメカニズムについて ②不適正処理の防止策について	・自社処理、有価物と称した不適正処理の量が多い。 ・排出事業者、無許可業者による不法投棄が多い。[P44～45]  ・不法投棄の未然防止対策として、 ・処理事業者の優良化 ・排出事業者責任の強化 ・不法投棄の罰則強化 ・適正な施設の確保 ・監視の強化 を図っている。[P46]	・自社処理と称した不適正処理、 無許可業者による処理を防止するための方策は何か。  ・不適正処理を防止するために必要な対策は何か。
○	○	(2)取り締まり	①パトロール等の実効性向上について ②状況把握の強化について ③行政における情報共有等の連携強化について	・建設リサイクル法に基づく助言、勧告、罰則適用の件数は少数に留まっている。[P47,50] ・パトロール延べ時間は減少傾向にある。[P47,49]  ・都道府県等の独自の取組として、建設リサイクル法の届出時に「届出済シール」を交付し、工事現場に掲示する標識に貼付するよう指導しており、工事現場で届出済かどうかが確認できるようにしているところがある。[P52] ※全域実施：23都府県、一部実施：7府県（H18.7現在）  ・一部の市区町村では建設リサイクル法の規定に基づき、都道府県に代わり分別解体等や再資源化等の実施に係る事務を行っている。 ・分別解体等に係る事務を行う部局（建設部局）は市町村で、再資源化等に係る事務を行う部局（環境部局）は都道府県であるケースが見受けられる。 ・届出情報等について、建設部局・環境部局間の情報共有が十分になされていないケースが見受けられる。[P53]	・建設リサイクル法の実効性を高めるためには、行政によるパトロールの充実が必要ではないか。  ・行政が効率的に分別解体等や再資源化等の状況把握を行うための方策は何か。  ・行政（建設部局・環境部局）における情報共有等の連携強化が必要ではないか。
		III)横断的取組			
○	○	(1)関係者の連携強化	①分別解体、再資源化に係る情報提供について	・都道府県等では、分別解体等及び再資源化等に係る情報をインターネット等で提供しているところがある。[P56]	・分別解体及び再資源化に係る情報提供の充実が必要ではないか。
○	○	(2)理解と参画の推進	①建設リサイクル法の周知・啓発の充実について	・建設副産物リサイクル広報推進会議等により、建設リサイクル法の周知・啓発活動が実施されている。[P57]	・一般市民を含む関係者に対する、建設リサイクル法の周知・啓発の一層の充実が必要ではないか。

（参考）

○	○	・発生抑制	・これまでの建設リサイクルの取り組みは、発生した建設副産物の再資源化等率の向上に軸足を置いた施策が中心となっている。 ・高度成長期に急ピッチに整備された社会資本が更新期を迎える、住宅や建築物についても社会的耐用性の低下や老朽化が進んでいる。 ・新築・新設の設計の際に、施工時や将来の修繕又は解体時における廃棄物発生に対する配慮が必ずしも十分でない場合もある。 （「建設リサイクル推進に係る方策について 中間取りまとめ」（H19.11）より抜粋）	
○		・再使用・再生資材の利用	・産業廃棄物を原材料とする再生資材の利用促進にあたっては、環境安全性等の品質に対する信頼性の確保や、廃棄時の再リサイクル性についての確認が重要である。 ・仮に、再生資材が新材料に比べて品質が劣っていても、利用用途に応じて活用が可能であれば、適材適所で利用を促進すべきである。 ・再生資材であっても、再生資源が数%しか含有されていないものと100%近いものとを同列に扱っているなど、再生資材の定義があいまいである。 ・これまで建設資材等の再使用の概念が希薄であったため、建設資材等の再使用の可能性についても実態が把握されていない。 （「建設リサイクル推進に係る方策について 中間取りまとめ」（H19.11）より抜粋）	